

## 館内（舞台）での高所作業についてのご案内

太田市内文化施設3館（太田市民会館・太田市新田文化会館・太田市藪塚本町文化ホール）では、労働安全衛生法施行令の政令改正に伴い、舞台設営及び演出上の高所作業等において以下の**墜落制止用器具**の使用をご案内させていただきます。

高所作業での適法性の確保及び墜落による災害の未然防止を目的としております。利用の際にはご理解のほど、よろしくお願い致します。

### 太田市民会館

ライトブリッジ（1サス）	ヘルメットおよび <b>フルハーネス型墜落制止用器具</b> の着用 （2丁掛けランヤード推奨）
フロントサイドライト （1FR～3FR）	ヘルメットおよび <b>墜落制止用器具&lt;胴ベルト型（一本つり）&gt;</b> の着用
サイドギャラリー（4F）	
高所作業車 及び 脚立	

■ライトブリッジ、高所作業車において、6.75mを超える高さでの作業には、フルハーネス型墜落制止用器具の着用を必須とします。

### 太田市新田文化会館

フロントサイドライト	ヘルメットおよび <b>墜落制止用器具&lt;胴ベルト型（一本つり）&gt;</b> の着用
ローリングタワー 及び 脚立	

■ローリングタワーにおいて、6.75mを超える高さでの作業には、フルハーネス型墜落制止用器具の着用を必須とします。

### 太田市藪塚本町文化ホール

フロントサイドライト	ヘルメットおよびフルハーネス型墜落制止用器具の着用 ※2丁掛けランヤード推奨
脚立	ヘルメットおよび <b>墜落制止用器具&lt;胴ベルト型（一本つり）&gt;</b> の着用



ホール側では、感染症対策等の理由によりヘルメット、フルハーネス型墜落制止用器具、墜落制止用器具<胴ベルト型>の貸出しは行いません。**必ず使用者側でご用意、ご持参をお願いします。**未着用等の場合には設備のご利用を禁止させていただきますのでご了承ください。



持込機材で高所作業の場合でも墜落制止用器具等の使用を必須と致します。

ご不明な点がございましたら、各ホール舞台担当までお問い合わせください。